

開催年月日 平成30年12月11日(火)  
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員  
 答弁者 知事

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>三 公文書管理と職員採用等について</b></p> <p><b>(一) 公文書管理に関する今後の対応等について</b></p> <p>道の公文書管理のルールは、道議会の議決を得ない「規則と通達」によることで、北海道青少年健全育成審議会等33件もの会議や審議会等で記録作成ができていませんでした。議事録の未作成が、これまで繰り返されてきているわけですけれども、道の公文書管理の根拠にも反し、説明責任を放棄し、道民の検証を妨げる時代に逆行したものと一言をざるを得ません。こうした事態を知事はどのように受け止めているのか伺います。</p> <p>また、道が管理・保存する公文書は、道民共有の知的資源であり、「北海道情報公開条例」との両輪によって、民主主義を支える基盤となるべきものです。昨日、部長が「必要性について検討する」と答弁した条例化の問題ですけれども、全国ですすでに6都県で条例が制定されており、道としても早急に条例化すべきと考えますが知事はご決断されないのでしょうか。</p> <p><b>(二) 不公平・不透明な枠組みについて</b></p> <p>地方公務員法が職員採用の基本としている「競争試験」が、コネや縁故による採用を排除し、有為な人材を公平・公正に確保するために、広く平等に公募し、多くの受験生を対象に実施することが求められています。</p> <p>ところが、昨日の分科会質疑で、道の過去の昭和の時代の3回の知事部局の300人を超える欠員補充のための「特別採用試験」で、極めて不自然な枠組で行われていたことが初めて明らかになりました。</p> <p>まず、「受験資格」なんですけれども、在学中の現役生を排除し、実質的に社会人や浪人などに限定し、そのうえ、受験申込の「受付期間」を「通常試験」の10日から13日に対して、ネットが普及していない時代であるにもかかわらず、なんと、わずか3日間から5日間と短くなっています。</p> <p>さらに、地方在住者にも受験機会を与えるために「通常試験」の場合は、14の支庁所在地で実施をされていた試験が「特別試験」の場合は札幌市1カ所だけに限定をされています。採用予定数が明記されていないものもあります。</p> <p>こうした「特別採用試験」の枠組は、「通常採用試験」と比べて、また、社会通念に照らしても、不公平・不透明なものと言わざるを得ません。狭き門の時代に一部の関係者にしか知らされず、あたかも一定の限定された者だけの受験を想定したかのように見えます。この実態について、知事の率直な感想と認識を伺うとともに、今後、このようなことがないよう、道としてどのように取り組むのか、併せて伺う。</p> <p>人事委員会の独立性はそのとおりです。しかし、知事部局から要請がなければ、任命権者の方から要請がなければ、これは実施をされないわけです。そこに大きな問題がありました。</p> <p>今回の質疑応答によって、不自然な採用試験の実態が初めて明るみになったわけですけれども、この試験により採用された職員の中には、今現在も道の幹部職員になっている方も存在するというように聞いております。</p> <p>このような不自然な採用試験がなぜ実施されたのか、公文書の管理が適切に行われていれば、その理由も解明できたわけですけれども、杜撰ともいえる公文書管理のため、解明も困難な状況となっています。</p> <p>これでは、道の公文書管理への信頼性が根底からくつがえる結果になります。知事は規程や通達で済むのだというお立場のようすけれども、今回のことを契機に、より一層厳格な公文書の管理を徹底するよう、条例化を強く求めて質問を終わります。</p>	<p><b>(知事)</b></p> <p>文書管理に関する今後の対応についてであります。公文書を作成し、適切に保存することは、現在のみならず将来の道民の皆さまに対する説明責任を全うし、その知る権利を保障するために、大変重要なものと認識をいたします。</p> <p>会議記録の作成につきましては、これまででも通知や研修により繰り返し周知してきたところでありますが、通知等の趣旨が徹底されていなかったことは誠に遺憾であり、私としてもたいへん重く受けとめているところであります。</p> <p>また、公文書に関する条例については、既に制定している都県の運用状況や、その他の府県の動向も踏まえつつ、制定の必要性について検討を進めてまいりたいと考えております。</p> <p><b>(知事)</b></p> <p>特別採用試験についてであります。人事委員会は、地方公務員法第7条第1項の規定に基づき設置された独立の行政委員会であり、中立的・専門的な人事行政機関として、採用試験を実施しているところであります。</p> <p>昭和50年代に実施された3回の特別採用試験における採用予定数など、その実施内容については、分科会質疑における人事委員会の見解が明らかになっていないところではありますが、人事委員会が、その責任と権限において、その時々における実施条件の中で検討され、行われてきているものと承知をいたします。</p> <p>道といたしましては、人事委員会の独立性を尊重しながら、引き続き、職員の採用にあたっては、人事委員会における公平かつ公正な採用による有為な人材の確保を基本として、適切に対応して参る考えであります。</p>